

●背景

本市の屋外広告物行政は大阪府からの事務移譲に伴い、平成8年4月に堺市屋外広告物条例を施行し、これまで許可制度等を実施してきました。その間、経済性、機能性が重視され、急速に市街地が拡大した時代から、市街地が安定・成熟する時代に移行する中、「景観に対する社会的関心の高まり」や「社会環境の変化」を受け、国においても、「美しい国づくり政策大綱」の公表、「景観法の制定」など、良好な景観形成が重要視されています。

このような背景を踏まえ、本市では平成23年12月に、良好な景観形成の道しるべとして堺市景観計画を策定し、また、平成24年12月には堺市都市計画マスタープランを改定し、安定・成熟時代にふさわしい都市づくりの実現に向けて取り組んでおり、屋外広告物の取扱いについても、見直しの必要性が生じています。

■屋外広告物のあり方の方向性

- 現在の社会環境に応じた“わかりやすい基準”への見直し
 - ・屋外広告物許可基準等に関する見直し
 - ・沿道禁止区域（指定道路に接続する禁止区域）の見直し
- 地域特性に応じた“屋外広告物のあり方”の検討
 - ・重点景観形成地域の屋外広告物のあり方（百舌鳥古墳群周辺地域）
 - ・土地利用状況を踏まえた屋外広告物のあり方

1. 全市の許可基準

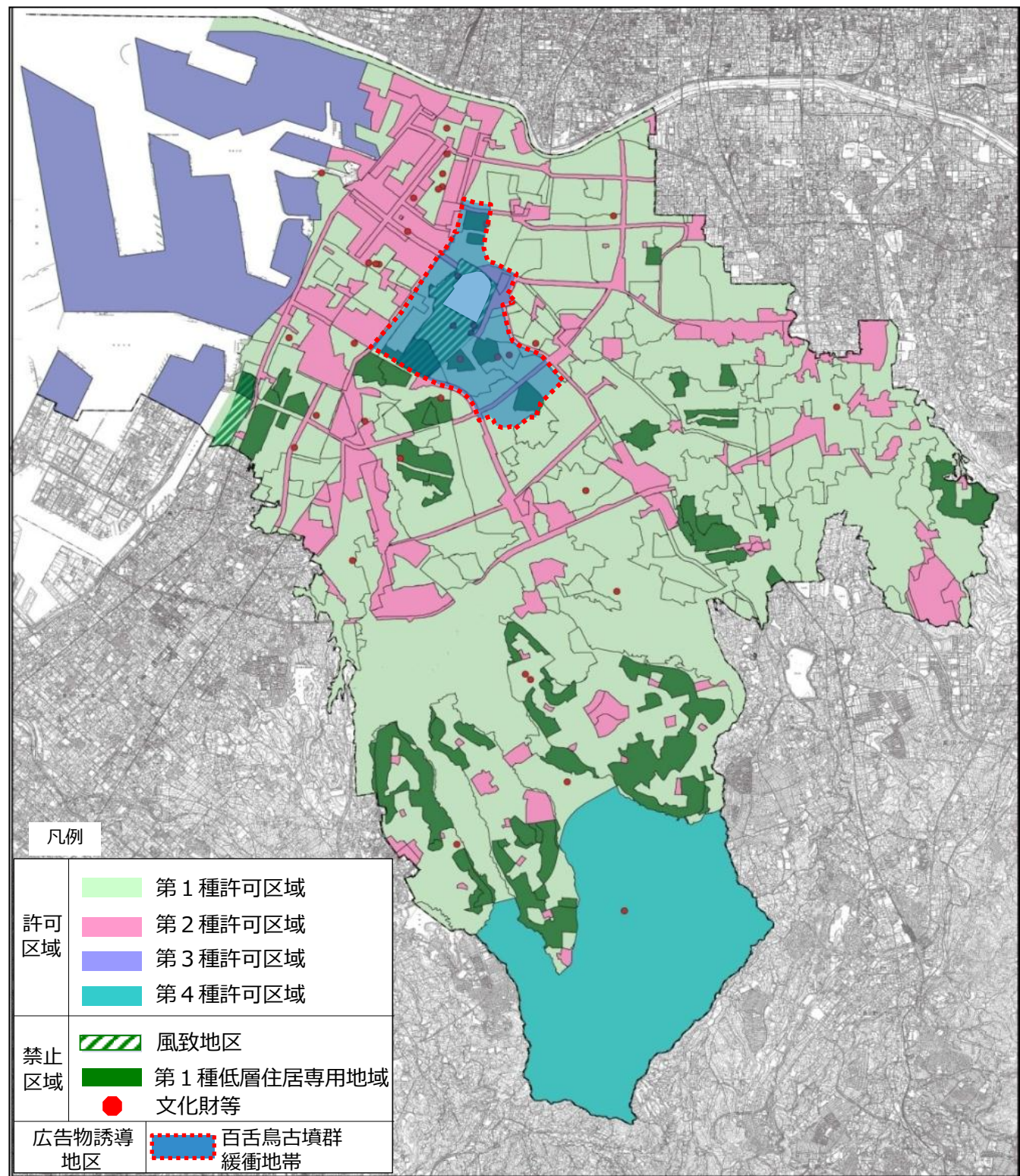
○許可区域の設定

許可基準が複雑に細分化されていた区域設定を住宅、商業、南部丘陵地域など、現在の土地利用に応じた区域設定に見直します。

○広告物誘導地区指定制度の創設

『良好な景観の保全』『風格のある街並みの形成』『活力に満ちた賑わいの創出』のために、地区特有の許可基準を設けることができる広告物誘導地区指定制度を創設し、地区の指定や固有の基準設定により地域特性を活かし景観形成をすすめていきます。また、その第1号として百舌鳥古墳群緩衝地帯を指定します。

【許可区域および広告物誘導地区（百舌鳥古墳群緩衝地帯）】



【許可基準】

許可区域		第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域	第4種許可区域	百舌鳥古墳群緩衝地帯	
土地利用		落ち着いた景観形成が求められる地域	賑わいや生活の利便が求められる地域	1敷地規模が大きな臨海部地域	『多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全』を景観形成の方針とする地域	世界遺産に登録される百舌鳥古墳群周辺の景観や環境を保全するために周辺に設定される区域	
用途地域		第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、第1種住居、第2種住居、準住居、市街化調整区域(南部丘陵地域を除く)	近隣商業、商業、準工業、工業地域、工業専用地域(臨海部を除く)	工業専用地域のうち、臨海部	市街化調整区域のうち、南部丘陵地域	住居系用途地域	商業系用途地域
自家用・非自家用		自家用広告物 設置可 非自家用((沿道禁止区域 設置不可)	自家用広告物 設置可 非自家用((沿道禁止区域 設置不可)	自家用広告物 設置可 非自家用((沿道禁止区域 設置不可)	自家用広告物 設置可 非自家用広告物 設置可	自家用広告物 設置可 非自家用広告物 設置不可	自家用広告物 設置可 非自家用広告物 設置不可
壁面広告物	面積	【面積】－	【面積】－	【面積】－	【面積】取付壁面につき30㎡以内	【面積】取付壁面につき10㎡以内	【面積】－
		【面積比】取付壁面の1/3以内の面積	【面積比】取付壁面の1/3以内の面積	【面積比】取付壁面の1/3以内の面積	【面積比】取付壁面の1/3以内の面積	【面積比】取付壁面の1/3以内の面積	【面積比】取付壁面の1/3以内の面積
	範囲	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】縦が建造物の高さの範囲内
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内	【横幅】横が建造物の幅の範囲内	【横幅】横が建造物の幅の範囲内	【横幅】横が建造物の幅の範囲内	【横幅】横が建造物の幅の範囲内	【横幅】横が建造物の幅の範囲内
		【掲出高さ】－	【掲出高さ】－	【掲出高さ】－	【掲出高さ】－	【掲出高さ】6m以下	【掲出高さ】－
	その他	【件数】－	【件数】－	【件数】－	【件数】取付壁面における掲出数4個以内	【件数】－	【件数】－
		【構造】開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない	【構造】開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない	【構造】開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない	【構造】開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない	【構造】開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない	【構造】開口部(窓、出入口、非常用進入口、排煙口等)を塞がない
屋上広告物	面積	【面積】1表示面につき30㎡以内、かつ、総面積120㎡以内	【面積】1表示面につき40㎡以内かつ、総面積160㎡以内	【面積】－	掲出不可	掲出不可	掲出不可
	範囲	【高さ】縦が建造物の高さの1/3以内、かつ、5m以内の長さ	【高さ】縦が建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内の長さ	【高さ】縦が建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内の長さ			
		【横幅】横が建造物の幅の範囲内	【横幅】横が建造物の幅の範囲内	【横幅】横が建造物の幅の範囲内			
自立広告塔ほか	面積	【面積】1表示面につき10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内	【面積】1表示面につき20㎡以内かつ、総面積40㎡以内	【面積】－	【面積】1表示面につき10㎡以内かつ、総面積20㎡以内	【面積】1表示面につき5㎡以内かつ、総面積10㎡以内	【面積】1表示面につき10㎡以内かつ、総面積20㎡以内
	範囲	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ10m以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ15m以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ15m以内	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ10m以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ6m以内 【件数】2物件以内	【掲出高さ】地上から最上端までの高さ10m以内 【件数】2物件以内

※下線部は新たに設定

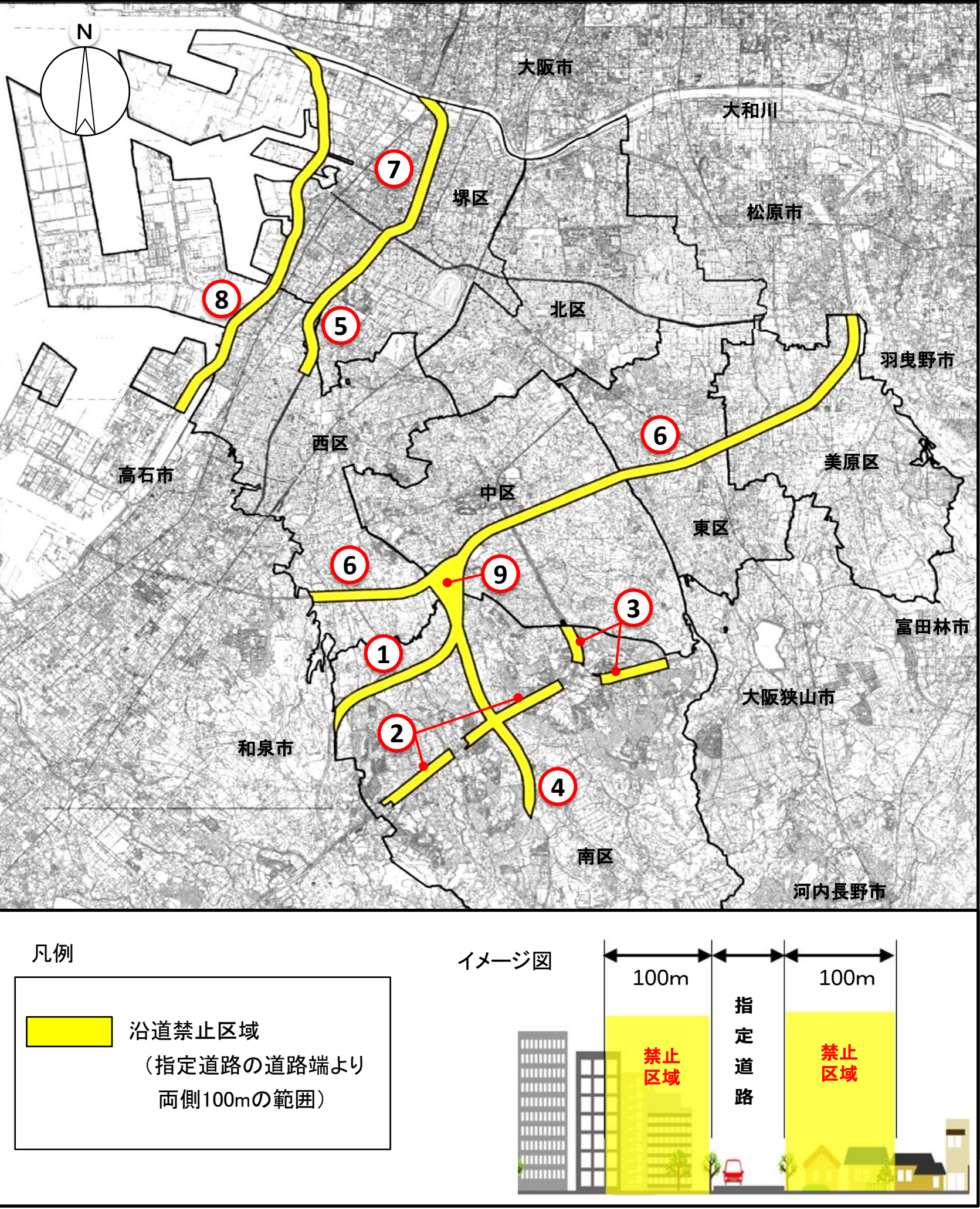
2. 指定道路沿道の禁止区域（沿道禁止区域）の見直し

野立て広告等の非自家用広告物を禁止する沿道禁止区域について、これまでの不均一なわかりづらい区域設定から、現状に合わせたわかりやすい区域設定に見直します。

- 原則、禁止区域の範囲を道路端より両側100m幅に統一
- 現状に合わせて指定道路を見直し

沿道禁止区域に指定する道路（本市の区域内に限る）
①高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線【阪和自動車道】 （府道泉大津美原線との分岐点から和泉市界までに限る。）
②府道富田林泉大津線 （府道堺泉北環状線の内側の内部に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。）
③府道堺狭山線 （府道堺泉北環状線の内側の内部に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。）
④府道堺かつらぎ線 （府道泉大津美原線との交点から府道堺泉北南線の交点までに限る。）
⑤一般国道26号 （大阪市界から府道大阪中央環状線との交点まで、及び市道浜寺船尾線との交点から高石市界までを除く。）
⑥府道泉大津美原線 （都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。）
⑦府道高速大阪堺線【阪神高速道路】
⑧府道高速湾岸線【阪神高速道路】
⑨高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線【阪和自動車道】、府道堺かつらぎ線、府道泉大津美原線 （上記3道路に囲まれた区域。）

沿道禁止区域



3. 個別基準について

以下のとおり、個別基準等の設定、見直しをおこないます。

■バス停広告

○広告範囲
縦 0.60m以内

○地上から
最下端までの距離
0.70m以上
→廃止

■消火栓標識を利用する広告

○広告範囲
縦 0.4m以内
横 0.8m以内

○地上から
最下端までの距離
歩道 2.5m以上
車道 4.5m以上

○禁止区域の適用は除外

■バス停留所上屋への
広告物添加



対象	許可基準
バス停上屋広告	・添加広告物は、上屋の幅及び高さの範囲内とする ・表示面積は、1面につき2㎡以下とする（ただし、バス停留所名等の表示は除く） ・設置場所は、上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とする ・広告物の掲示面は、上屋1基当たり2面以下とする（ただし、3面以上の掲示面を設けても、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならない場合には、4面まで可能とする） ・動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しないこと

■電柱広告

① 突き出し取り付けるもの

		許可基準
0.15m以内 0.45m以内 1.2m以内 ・歩道 2.5m以上 ・車道 4.5m以上	大 き さ	・縦：1.2m以内 ・横：0.45m以内
	掲出位置	・地上から最下端：歩道2.5m以上 車道4.5m以上 ・電柱との間隔：0.15m以内
	掲 出 数	・電柱1本につき1個
	色 彩 等	・地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする ・けい光塗料以外の塗料を用いること

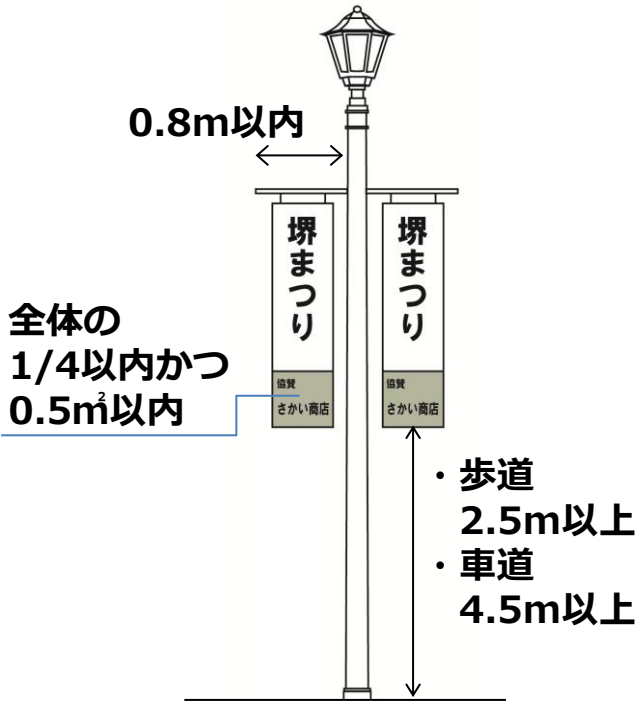
② 巻き付けて取り付けるもの

		許可基準
円周の範囲内 1.5m以内 1.2m以上	大 き さ	・縦：1.5m以内 ・横：電柱の円周の範囲内
	掲出位置	・地上から最下端までの距離：1.2m以上
	掲出数	・電柱1本につき1個(道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)
	色彩等	・地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする ・けい光塗料以外の塗料を用いること

■ 公共的取組に寄与する広告物

禁止区域及び禁止物件などの適用除外規定を新たに設け、公共的なイベントのスポンサー付きバナー広告の掲出ができるよう見直します。

掲 出 要 件	「広告料を公共的な取組みに係る費用へ充当する」旨の記載	
	周辺の景観に調和した色彩、デザイン等に配慮すること	
	広告面積(スポンサー表示面積)	バナー全体面積の1/4以内、かつ0.5㎡以内
	突出し幅	0.8m以内
	地上から最下端までの距離	歩道 2.5m以上 車道 4.5m以上



4. 申請手続き等の見直し

■ 添付図書の変更

更新申請のときに必要となる添付図書を下記の通り見直します。

○ 3年に1回の更新申請の添付図書が、新規許可申請書の添付図書と同様となります。

(参考) 添付図書新旧比較

添付図書		新 申 請	更新申請	
			現行	改正後
現況カラー写真(2方向以上)		○	○	○
付近見取図		○		○
配置図		○		○
図面関係	平面図	○		○
	立面図	○		○
	意匠図	○		○
	構造図	○		○
委任状		△	△	△
道路占用許可書(写し)		△	△	△
承諾書		△	△	△
自主点検結果報告書			△	△

凡例：○ 要添付 △ 必要な場合のみ添付

■ 大規模屋外広告物の取扱い

旧景観条例に基づき行われてきた大規模屋外広告物に係る事前協議手続きが、屋外広告物条例に基づく規定となります。それに伴い、新たに「広告物は掲出位置やデザイン、色使い等に統一感を図るように配慮する」、「できる限り、隣接道路沿道への掲出は控えるとともに、必要最小限の掲出に心がける」が配慮事項として追加されます。

行 為 の 種 別	広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は掲出物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更
対 象 規 模	広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が40㎡を超えるもの
配 慮 事 項	(1) 建築物や周辺景観に調和するよう、全体として良質な意匠となるよう工夫する。 (2) 広告物は掲出位置やデザイン、色使い等に統一感を図るよう配慮する。 (3) できる限り、隣接道路沿道への掲出は控えるとともに、必要最小限の掲出に心掛ける。

■ 様式の変更

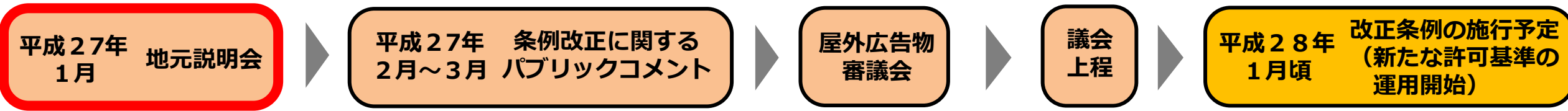
条例の改正に伴う様式の変更に加え、重複する内容や申請書類の見直しをおこない、許可申請の時間短縮、及び事務の効率化を図ります。

- (例) ・申請者変更届と管理者変更届を統合
・届出内容に関係しない項目の削除

5. 経過措置について

許可基準の見直し(条例改正)にあたって、経過措置を設けます。改正条例施行後、最初の更新許可申請は可能とし、既存不適格となる広告物は、その更新許可の期間内(許可期間：3年)に新基準に適合させる必要があります。ただし、改修移転又は除却が容易でないと認めるときは、引き続き更新可能です。(百舌鳥古墳群緩衝地帯については、その期間内に改修計画書が提出され、相当と認められるときは、引続き更新可能です。)

6. 条例改正に向けた流れ



【地元説明会の日程】

※ご来場については、公共交通機関をご利用ください。

日 時	場 所
① 平成27年 1月30日(金) 19時～	堺市総合福祉会館 5階 大研修室(堺区南瓦町2-1)
② 平成27年 1月31日(土) 13時30分～	堺市総合福祉会館 5階 大研修室(堺区南瓦町2-1)

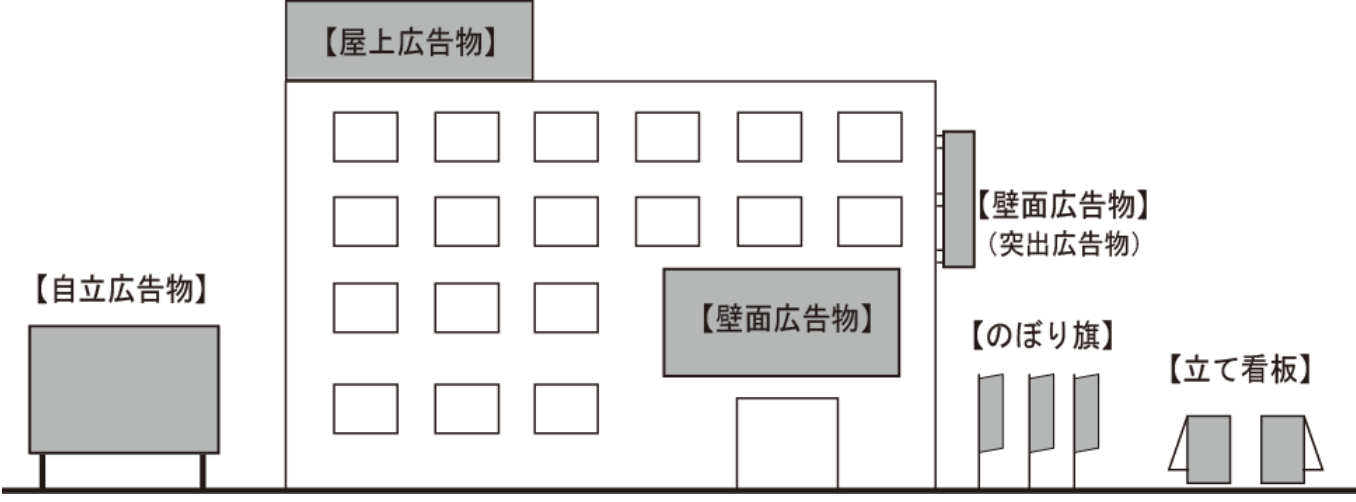
〈 屋外広告物とは 〉

- 常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に対し表示される『はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告塔、広告板など』を言います。
- 営利目的の商業広告だけでなく、営利を目的としない駐車場案内なども含まれます。

〈 許可申請について 〉

- 次のような屋外広告物の掲出には、堺市全域で原則許可が必要です。
 - ・敷地内の広告物の合計面積が7㎡を超える自家用広告物
 - ・非自家用広告物(自分の店舗と異なる場所などで道先案内的に掲出される広告物等)
- 屋外広告物は落下や破損などが無いよう適切に管理する必要があり、3年に一度、更新許可申請が必要です。また、広告物の意匠等の内容を変更する場合も変更許可申請が必要です。
- 広告主自身が設置する場合を除き、堺市で屋外広告物を設置する者は、屋外広告業の登録又は届出をしている必要があります。

〈 主な屋外広告物の種類 〉



1. 経緯

本市では、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進により、市民が「誇り」を感じ、全国・世界の人々が「憧れ」を抱くまちの実現をめざしています。

その取り組みの一環として、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の取り組みを進めています。

世界文化遺産のあるまちとしてふさわしいまちなみの形成に向け、緩衝地帯を設定し、建築物の高さや色彩などの形態意匠のほか、いわゆる看板などの屋外広告物についても制限を設けます。

■世界文化遺産登録の目的

世界文化遺産登録は、地球上の貴重な遺産を守り、次世代に継承するためのものです。日本が世界に誇るべき貴重な歴史遺産を人類の宝として後世まで末永く守り伝えるため、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざしています。

■百舌鳥・古市古墳群とは

百舌鳥・古市古墳群には、日本における墳丘の長さのトップテンのうち5基の巨大前方後円墳が集中しています。また、巨大前方後円墳とその周囲に中小古墳が位置する様子は、古墳の規模や形状で被葬者の政治的・社会的階層性を示すという日本独特の古墳造りに特徴付けられた文化を表しています。

■百舌鳥古墳群における緩衝地帯とは

世界遺産に登録される資産の景観や環境を保全するため、資産の周囲に設定する区域です。巨大前方後円墳とその周囲の中小古墳を囲む範囲とし、その境界は道路や鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態としています。

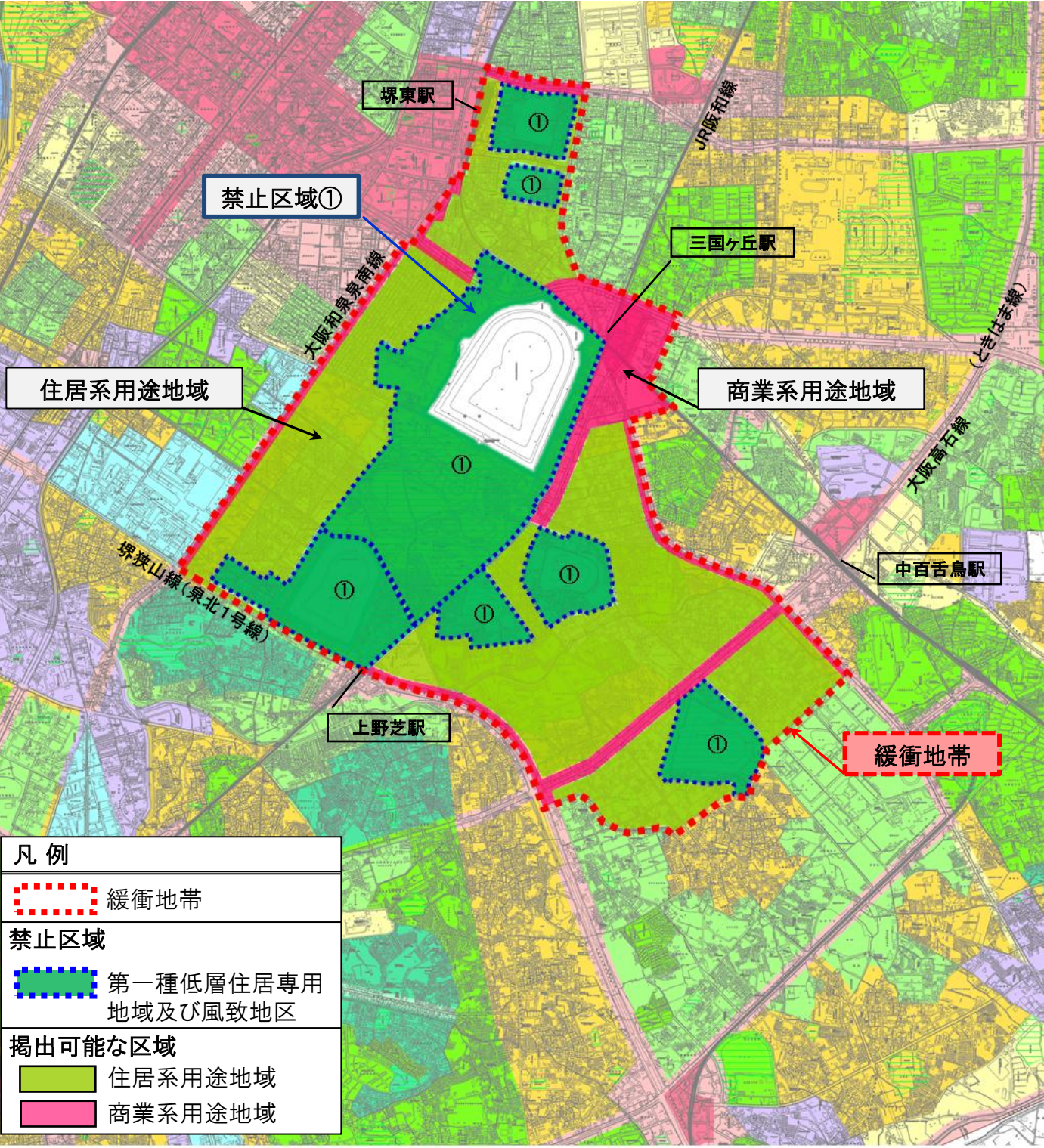
2. 緩衝地帯における屋外広告物の許可基準等の見直し案

■屋外広告物のあり方

屋外広告物は、情報の提供とともにまちの賑わいをもたらす役割をもっており、より広い範囲からの視認を目的に掲出される広告物も多く、その規模や掲出の仕方によっては景観の阻害につながります。また、当該地域は戸建住宅をはじめとする住宅地が大半を占める地域であることから、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と、市街地景観との調和を考慮した屋外広告物の基準を、土地利用状況に応じて設定します。

■区域区分

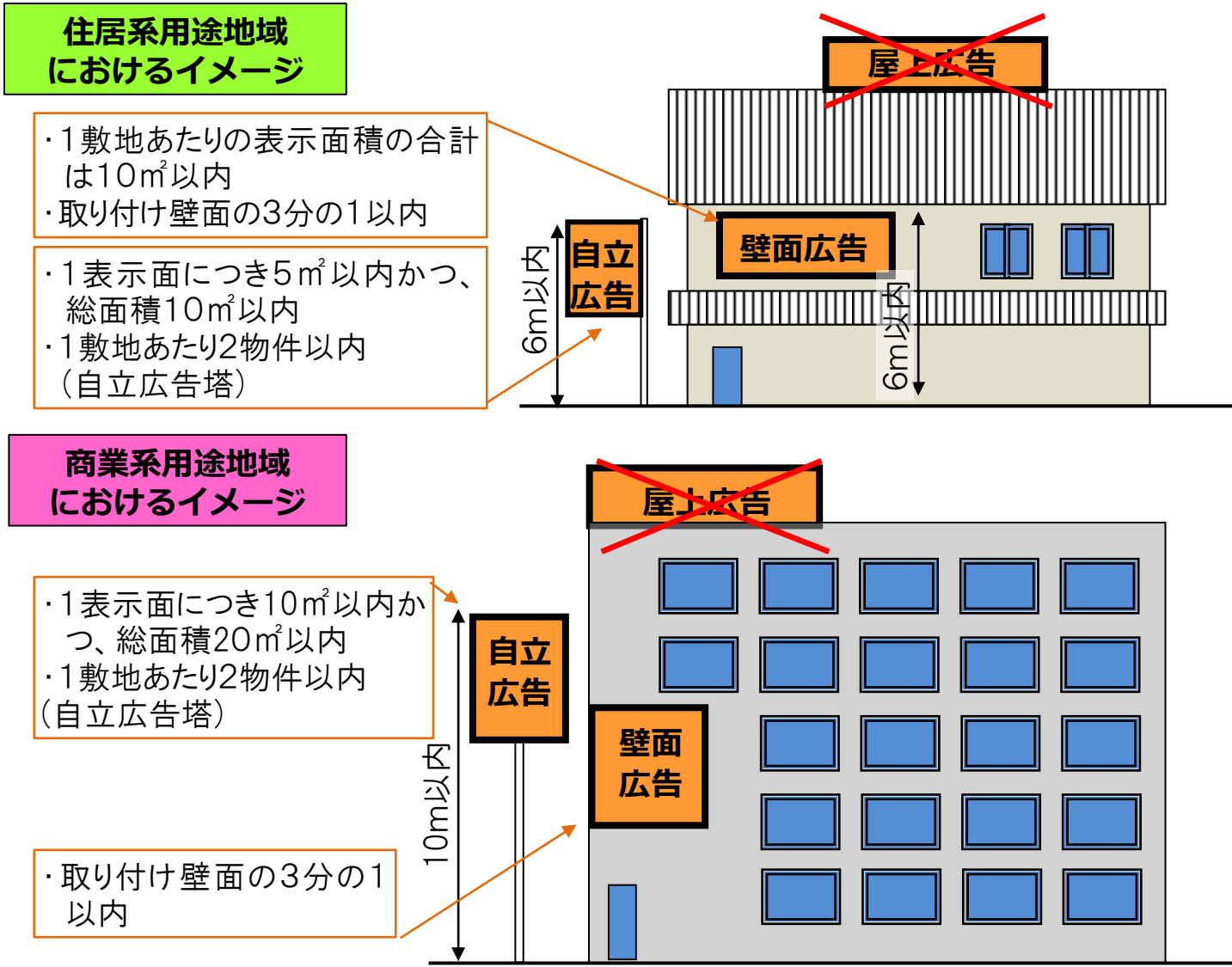
区域区分等		制限内容
禁止区域	①(第一種低層住居専用地域及び風致地区)	適用除外広告物を除き掲出不可
掲出可能な区域	住居系用途地域	右表参照
	商業系用途地域	右表参照



■屋外広告物の許可基準

- 【掲出可能な区域における制限内容】
- ・屋上広告物は掲出禁止。
 - ・自立広告物等は、住居系用途地域で掲出高さを6m以下、商業系用途地域で掲出高さを10m以下、それぞれに表示面積及び敷地内設置件数(自立広告塔)の上限を設定。住居系用途地域については、併せて壁面広告物の表示面積及び掲出高さの上限値を設定
 - ・自家用広告物以外(非自家用広告物)は掲出禁止(適用除外広告物除く)

		住居系用途地域	商業系用途地域
屋上 広告物	表示面積	・掲出禁止	
	高さ・幅		
壁面 広告物	表示面積	・1敷地あたりの表示面積の合計は10㎡以内 ・取り付け壁面の3分の1以内	・取り付け壁面の3分の1以内
	掲出高さ	・地上から最上端までの距離は6m以内	—
	その他	・縦：壁面の高さの範囲内、横：壁面の幅の範囲内 ・開口部はふさがない。	
自立広 告塔ほか	表示面積	・1表示面につき5㎡以内かつ、総面積10㎡以内	・1表示面につき10㎡以内かつ、総面積20㎡以内
	設置高さ	・地上から最上端までの距離は6m以内	・地上から最上端までの距離は10m以内
	その他	・1敷地あたり2物件以内(自立広告塔)	
備 考		・非自家用広告物は掲出禁止(適用除外広告物除く)	



3. 新たな許可基準の適用による経過措置と今後のスケジュールについて

■経過措置

許可基準の見直し(条例改正)にあたって、経過措置を設けます。改正条例施行後、最初の更新許可申請は可能とし、既存不適格となる広告物は、その更新許可の期間内（許可期間：3年）に新基準に適合させなければなりません。ただし、改修、移転又は除却が容易でない場合で、その期間内に改修計画書が提出され、理由や正期限等が相当と認められる場合は、引続き更新することができます。

■条例改正に向けた流れ



【地元説明会の日程】

日 時	場 所
① 平成27年 1月25日（日）、10時～	産業振興センター 4階 セミナー室 4（北区長曾根町183-5）
② 平成27年 1月26日（月）、19時～	中区役所 4階 大会議室（中区深井沢町2470-7）
③ 平成27年 1月27日（火）、19時～	ウェスティ 7階 セミナールーム（西区鳳東町6-600）
④ 平成27年 1月31日（土）、10時～	堺市総合福祉会館 5階 大研修室（堺区南瓦町2-1）

※ご来場については、公共交通機関をご利用ください。

今後の予定

資料3

屋外広告物条例の改正

世界文化遺産登録

平成
26
年度

平成
27
年度

H26年11月20日

屋外広告物審議会（報告）

H27年1月～2月

地元説明会
屋外広告関係団体への周知

2月～3月

改正条例素案パブコメ

屋外広告物審議会(諮問・答申)

議会（上程）

H28年1月頃

改正条例施行（予定）

H27年2月

推薦書（原 案）提出

H27年9月

推薦書（暫定版）提出

H28年1月

推薦書（正式版）提出

○百舌鳥古墳群の緩衝地帯における屋外広告物許可基準等の見直し案についての説明会

区	日 時	場 所
北区	平成27年1月25日（日）， 午前 10時 ～ 11時30分	産業振興センター セミナー室 4 （北区長曽根町183-5）
中区	平成27年1月26日（月）， 午後 7時 ～ 8時30分	中区役所 大会議室 （中区深井沢町2470-7）
西区	平成27年1月27日（火）， 午後 7時 ～ 8時30分	ウェスティ セミナールーム （西区鳳東町6-600）
堺区	平成27年1月31日（土）， 午前 10時 ～ 11時30分	堺市総合福祉会館（大研修室） （堺区南瓦町2-1）

○屋外広告物に関する許可基準等の見直し案についての説明会（全市対象）

日 時	場 所
平成27年1月30日（金）， 午後 7時 ～ 8時30分	堺市総合福祉会館 大研修室 （堺区南瓦町2-1）
平成27年1月31日（土）， 午後 1時30分～ 3時	

屋外広告物適正化旬間

国土交通省において、企業や国民に対し、意識啓発を図ることを目的として、平成22年度より9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定。当該旬間を中心に関係団体とも連携し、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等を推進する。

■堺市における取組内容

(1) 屋外広告物の適正化に向けた周知・啓発

屋外広告物適正化旬間において、これまでの屋外広告業団体に加え、今回新たに建築関係や広告主側への取組みとして、不動産協会などへの周知・啓発活動をおこなった。

【屋外広告業団体】

関西ネオン工業組合
大阪屋外広告物美術協同組合
大阪広告美術協同組合
関西電力電柱広告業組合

【建設関係団体】

全日本不動産協会
大阪府宅地建物取引業協会
大阪府建築士事務所協会

【その他協力団体】

堺商工会議所
堺市路上違反簡易広告物除却員制度に基づく認定団体

(2) 百舌鳥古墳群緩衝地帯におけるパトロール及び違反指導

- ・場所：百舌鳥古墳群緩衝地帯の主要幹線道路10路線（下図参照）
- ・内容：指導件数66件、是正件数27件、違反簡易広告物の除却件数92件。

【パトロール対象路線】

